

入札・契約に係る留意事項

1 提出書類について

一般競争入札に参加する者は、入札公告に記載された期限までに、次に定める様式を提出してください。

- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 配置予定技術者に関する調書（様式第3号）
- エ 東御市内事業者使用予定調書（様式第4号）
- オ 経営事審査結果通知書の写し（最新のもの）
- カ 資格等の写し（専任配置する技術者（監理技術者）の「監理技術者資格者証」（表・裏）等）
- キ 配置予定技術者の恒常的雇用関係が確認できるもの（住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- ク 工事完了後の維持管理に対応する事業所、県内協力企業について記載したもの（自由書式 ※参考書式あり）

2 入札について

- (1) 本案件は、電子入札ではありません。会場を設営し開札を行います。
- (2) 入札開始時刻の15分前には会場に入場してください。
- (3) 辞退される場合は、入札の前日までに辞退届を書面にて総務課契約財産係に提出してください。
※令和8年4月1日付の組織改正に伴い、係名が令和8年3月と4月で異なりますのでご注意ください。令和8年3月までは契約財産係、令和8年4月以降は財政係となります。
- (4) 入札書には、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- (5) 入札開始時刻前には入札書及び工事費内訳書の提出（入札箱への投書）を完了してください。
- (6) 委任状を提出する方は、入札書の提出の際に前にいる担当者に提出してください。
- (7) 1回目の入札で応札者が1者の場合でも入札を執行します。
- (8) 1回目の入札で落札候補者がいない場合は、直ちにその場で2回目の入札を行います。
- (9) 2回目の入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者に限ります。ただし、最低制限価格に満たない価格で入札した者、及び入札の無効となった者は参加できません。
- (10) 1回目の入札で全員が最低制限価格未満の場合は、落札候補者がでない場合として不落となります。
- (11) 2回目の入札で、落札候補者がいない場合は、2回目の入札において最低制限価格以上の最低金額で入札した者と随意契約のための見積りに移行します。この場合の見積書の提出回数は2回までです。
- (12) 入札会場では次の事項を厳守してください。（入札妨害等の行為をした場合は、入札参加資格の取消等をする場合もあります。）

【注意事項】

- ①入札会場では携帯電話の電源は切ってください。
- ②入札書の投書時以外は席を立たないでください。
- ③入札会場での私語は控えてください。
- ④一度投書した入札書は差し替えできません。
- ⑤予定価格及び最低制限価格に関する一切の質問等はできません。
- ⑥自らが参加した入札の結果報告が終了した後は、随時退席できるものとします。

3 工事費内訳書について

- (1) 工事費内訳書の作成については、東御市ホームページを確認してください。
トップページ>事業者の皆さんへ（事業向け情報）>契約関連情報>建設工事の入札における工事費内訳書の提出について
- (2) 提出された全ての工事費内訳書について審査を行い、不備のある場合は、その者の入札を無効とします。

4 契約方法等について

- (1) 落札者は落札決定通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結します。
- (2) この契約案件は、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年東御市条例第52号）第2条の規定により東御市議会の可決をもって本契約とみなします。

※上記以外については、「東御市建設工事等入札契約事務処理規程」等をご確認ください。